

南北朝時代の東寺領近江国三村荘

——守護領荘園の代官支配——

勝山清次

はじめに

中世の荘園のなかにはその名前はよく知られているものの、事実関係が十分に明らかになっていない荘園がいくつもある。本稿ではその一つ、東寺領近江国三村荘をとりあげたい。現在の近江八幡市に立地した当荘については、東寺の百合文書のなかに関連史料があるため、古くから注目されている。戦前には『近江蒲生郡志』(卷壹)⁽¹⁾、『滋賀県八幡町史』(上)⁽²⁾で収集した史料にもとづいて大まかな事実の紹介がなされ、また近年は『滋賀県の地名』(日本歴史地名大系25)⁽³⁾でやや詳しい説明も試みられているが、荘園自体を対象とした専論はなかなか現れなかった。その理由は二つ考えられる。一つは史料の問題である。関連文書は百合文書を中心に多数あり、一つの荘園としては少ないというより、むしろ多い方である。しかし長らく主要な史料が翻刻されず、これが制約となっていた。二つには詳細な内部構造が判明しないという問題である。実際、関連史料を調べても構造は容易に明らかにできない。荘園の構造に関心を寄せてきたこれまでの研究では、いくら史料があっても、内部構造が解明できないような荘園は興味を引きにくかったわけである。

ところが最近になって、関連する史料を収める宝莊嚴院方引付の翻刻が進み⁽⁴⁾、ようやく専論も出された。村井祐樹「東寺領近江三村莊とその代官⁽⁵⁾」である。この論文はこの莊園を特徴づける代官支配の変遷を究明しようとしており、歴代の代官やその活動など、はじめて明らかにされた事実も多い。しかし支配の仕組み、個々の代官の性格の違いやその具体的な活動について、必ずしも掘り下げが十分でないところがいくつもみられる。改めてとりあげるのはそのためである。

この莊園で注目されるのは次の二点である。一つには、南北朝・室町時代において、代官支配が継続して行われていることである。二つには、近江守護六角氏の拠点近くに立地している守護領であったことである。これらから、この莊園は当該期の代官支配のあり方と守護拠点膝下の守護領莊園の様相を究明するうえで、貴重な素材を提供すると思われる。大方の叱正を仰ぐ次第である。

一 莊の領主と立地

三村莊の名が最初に出てくるのは、平治元年閏五月日の宝莊嚴院領注文案（東寺百合文書レ函一号⁽⁶⁾）で、院領一二所の一つとして、負担する年貢額などが記されている。その箇所をあげよう。

近江国三村莊 上座法眼静憲

米三百石

油一石六斗

薦三百枚

まず宝莊嚴院の莊園領有体系上の位置であるが、南北朝時代の史料から判断して、本家であったとみられる。注文にみえる上座法眼靜憲は預所にあたるであろう。本所は当院が鳥羽上皇の御願寺として造営されたため、治天の君である院が代々、その地位を占めた。安貞二年（一二二八）三月に一旦、山門西塔に寄せられるが、地頭と衝突したようで、幕府の介入があり、その意向をうけて、寛喜元年（一二二九）七月二二日の後堀川天皇綸旨によって、西塔の知行が停止される^⑧。ただ山門にはその替地として、近江国栗太郡十九郷が寄進された^⑨。これで三村莊は再び、治天の君の管領下に置かれたが、文永九年（一二二七）正月一五日、後嵯峨上皇によつて、越前国大屋莊などの四莊ともに皇子の円満院円助法親王に譲られ、その一期の後は円満院門跡に相承されることとなった^⑩。この地位を領家とする見方もあるが、旧来の領家につながるものではなく、あくまでも院がもっていた本所の権限が割分されたものとみなすべきであろう^⑪。

これ以降も宝莊嚴院領として治天の君の管理下に置かれたが、元徳二年（一二三〇）正月二八日、後醍醐天皇が学道以下の興隆のため、当院を東寺に施入したことにより、当莊も治天の君の手を離れ、東寺の支配下に置かれることになる（五一）。さらに南北朝期に入り、建武三年（一二三六）九月には、光厳上皇院宣により、当院の執務が東寺に安堵され、北朝側からも保証をうけた（こ五九）。東寺の方も康永四年（一二四五）二月に、供僧・学衆が協議して、執務職に付属する得分を東寺勧学会料にあてることを決め、三村莊を始めとする院領は、勧学会を遂行するための組織である宝莊嚴院方の管領となる（東寺文書集甲二）。そしてその後もこのあり方が継承される。

すでに述べたように、鎌倉時代前期から地頭が置かれていたが、末期には守護の佐々木氏がその地位にあったとみられ、これは南北朝期にも変わらなかった。暦応三年（一二四〇）四月二二日足利直義下知状^⑫に六角氏頼の代官範宗が年貢を未進していることとあること、康永三年一二月に地頭代左衛門尉範宗が寺用米を請けおっていることから（ヒ四四）、この時期、六角氏頼が地頭で、範宗がその代官であったとみられる。その後まもなくして、地頭代は範宗から、範氏に代わる（ほ

三三)。この地頭代の二人については、姓が明確でないが、『滋賀県八幡町史』(上)⁽¹³⁾は六角氏の家人、蜂屋氏とみなし、以後もこれが継承されている。三村莊と関わりがある人物に「蜂屋左近將監」なるものがあるが、地頭代の範氏も官名が「左近將監」であり、合致するので、妥当な見解であろう。⁽¹⁴⁾このように当莊は守護が正員の地頭であるので、守護領とみなされる。

次は莊の所在地である。所在地を示す表記をあげると、以下のようである。

嶋郷内宝莊嚴院寺用米 (た三、文和四年条)

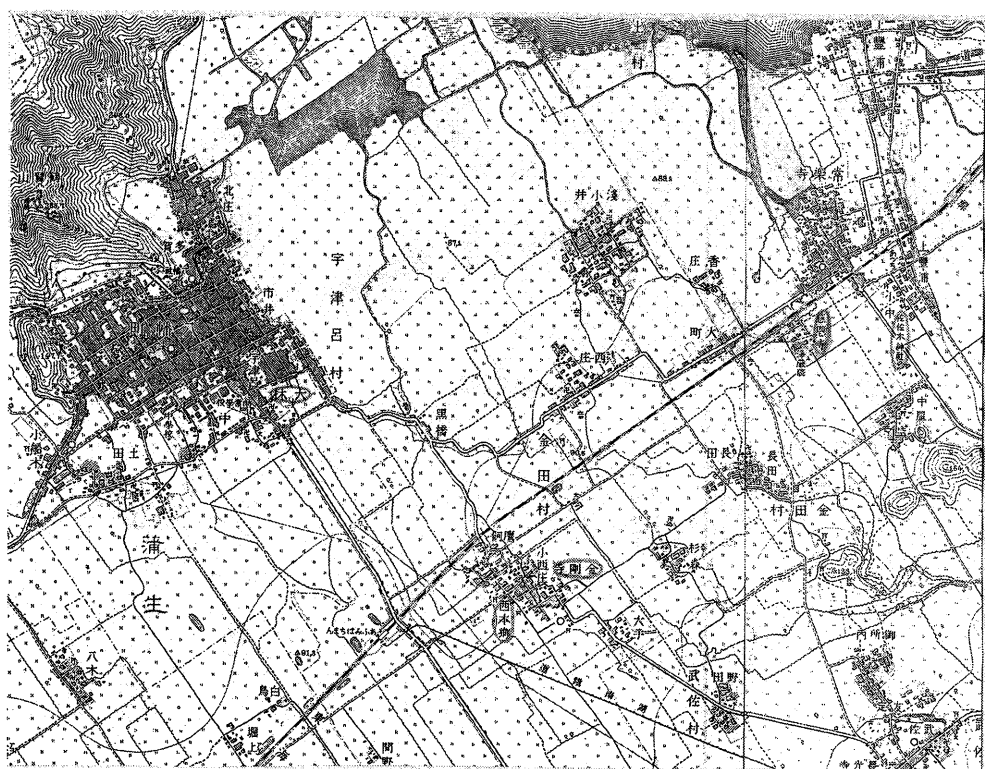
東寺宝莊嚴院領嶋郷寺用米 (た五、一二月一二日条)

東寺管領宝莊嚴院領近江国嶋郷 (た八、閏九月二四日条)

嶋郷内 本郷二分、嶋郷一分、惣号三村庄 (た一五、表紙)

所在地の表記では嶋郷が優先して用いられているので、あくまでも莊園の中心は嶋郷にあったとすべきであろう。ただ莊域は本郷にまで及び、「嶋郷一分」に対し、「本郷二分」とあるので、そちらの方が広がったと解される。蒲生郡条里の復原にもとづき、郡内の和名抄郷を比定した『滋賀県八幡町史』(上)⁽¹⁵⁾によると、嶋郷(大嶋郷)は旧八幡町の市街地を中心とした地域にあたる。一方、中世の文書に出てくる本郷は篠筥郷をさし、同じく『町史』によれば、近江八幡市浅小井・西庄から金剛寺にかけての地域に比定される。勿論、名を共有する東の沙沙貴神社付近も含まれるであろう。ちなみに現在、郷の西部にあたるところに西本郷の地名が残っている。以上から、三村莊の莊域は旧八幡町の市街地付近から、その東方にあたる旧本郷の地域に広がっていたとみるべきであろう(三村莊近傍図参照)。

この莊域は、佐々木六角氏の名字の地である佐々木莊の近くまで及んでいる。そればかりか、鎌倉時代後期、頼綱の代には本拠である小脇の居館のほかに、佐々木莊の西に位置し、当莊に近接する金田莊にも居館が設けられた。⁽¹⁶⁾さらに南北朝



三村莊近傍圖

大日本帝国陸地測量部大正 15 年 5 月発行 2 万 5 千分の 1 図（八幡、八日市）にもとづく。

時代に入ると、氏頼はその地に父時信の菩提を弔うために金剛寺を建立している。⁽¹⁷⁾ その寺名は現在、金剛寺という地名として残っており、屋敷も寺も所在地はこの付近とみられる。⁽¹⁸⁾ このように鎌倉後期から南北朝期にかけて、金田荘の地は城郭が設けられていた観音寺とともに、守護六角氏の拠点の一つであった。守護領であるうえに、その拠点に近接する三村荘は、様々な面でその影響を直接的に被らざるをえなかったのである。

ここで莊の構成に触れておきたい。平治元年（一一五九）の宝莊嚴院領注文書では、本家である宝莊嚴院に納められる年貢米は三〇〇石である。これはあくまでも年貢全体の一部にすぎないが、仮に段別三斗とすると、本家分だけで莊田の面積は一〇〇町となる。相当規模の大きい莊園であることが分かるが、これは島郷と本郷に跨がつて所在していたことと符合する。

その後、本家の取得分は減少するが、さらに鎌倉末期に大きな変化が生じる。文和三年（一三五四）一一

月に、雜掌の片山定俊が現地の願西の口状にもとづいて、本家米の員数を記した注文は次のようである（ル四八¹⁹）。

（端裏書）

「三村寺用注文任願西口説」注之、文和三十一」

三村本家米員数事

惣以上百五十一石一斗七舛三合内

此内半分、先寺務東寺寄付以前、守護佐々木備中入道売之、即取「関東下知」云々、除分

六斗四舛八合三名

一石三斗五舛田所給

一石八舛御名田

十六石五斗四舛八合金持名
源内左衛門給

已上十九石六斗二舛六合雖有「其足」、非「蜂屋給」、仍無「其弁」者也、

残定百卅^一二石五斗四舛七合内

東寺与蜂屋半分ツ、知行之六十五石七斗七舛三合、

名主等事

八石四斗目賀田

十石八舛杵山

八石四斗馬淵

八石四斗堀三郎

八石四斗伊佐入道

二石九斗五舛八合高倉殿女房達也、

五石七斗九舛八合弓場八郎

一石六斗八舛三上殿

八斗四舛杓富

已上五十五石五舛六合敷、

此外ハ平民、

文和三年十一月 日

これによれば、鎌倉時代を通じて減少した結果、本家米は一五一石余となり、ほぼもとの半分にまで減っている。さらに宝莊嚴院が東寺に寄進される元徳二年以前に、当時の寺務が地頭であつたとみられる守護佐々木時信に本家米の半分を売却し、時信は幕府から領有の保証をうる。そのため、寺用米は残つた半分となつてしまふ。逆に、地頭は本来の得分のほかに、年貢分にあたる本家米の半分を手にすることが可能になつた。これは本家米の中分の意味をもつが、地頭に依拠して本家米を確保するための措置であつたとみられる。

南北朝期には東寺の取得分はもう一段減少する。本家米の一部が守護から直接各給主にあてられ、これが本家米の除分とされたのである（た三、文和三年十一月一〇日条）。これらが設けられたのは「三名」、金持名などであり、田所や源内左衛門尉等に給付された。この除分を除いた残りがさらに半分ずつに分割された。一方は守護領とされ、文和年間前後には代官の蜂屋氏に給分として与えられた。そして残りの半分は東寺の取得分である寺用米とされた。先の注文によれば、額は六五石七斗七升三合である。しかしこの数字はあくまでも現地の願西の口状にもとづく取得分であり、東寺が認めたものではなかつた。文和三年から四年にかけて、守護側と交渉がもたれたようで、四年に改めて東寺の取得分は七〇石と決められる。この年以降、年貢散用状で年貢の定数が七〇石となつているのはそのためである（フ二七、フ二九、フ三六等）。それにともなつて、やがて寺僧が任じられる給主に与えられる得分も一四石と定められたとみられる。⁽²⁰⁾そしてこれらを合わせた八四石が東寺方に属する年貢とされたのである。⁽²¹⁾

莊内は一般の莊園と同様、名に編成されている。いくつかの規模の大きな名が存在するのが特徴で、目賀田・杉山・馬淵・堀・伊佐・伊庭・三上など、六角氏の有力家臣に与えられ、彼らが名主となっている。また「高倉殿女房達」とよばれる六角氏ゆかりの女性達にも給付されている。六角氏の拠点近くに存在する守護領である本莊の特徴がよく現れている点である。本家米のうち、残りの三分の二を負担するのは、「自余平民」とある、平民が名主となっている百姓名である。⁽²³⁾

二 雑掌高井定祐と片山定俊

光明天皇の即位後、建武三年（一三三六）九月、東寺は光嚴上皇院宣により、宝莊嚴院執務を安堵された（こ五九）。東寺による三村莊支配が実質的に始まるのはこれ以降である。

まもなくして雑掌には高井定祐が任じられ、支配の構築が図られた。定祐は国名讃岐をなめる三綱層の僧で、播磨国矢野莊の代官としてよく知られている祐尊の父にあたる。この後、常陸信太莊の雑掌も務めているので、寺領支配の経験豊かな僧侶であつたとみられる。⁽²⁴⁾ 彼がまず取りくまなければならなかったのは、未進が続く寺用米を確保することであつた。そのため、現地を支配し未進を続ける地頭の六角氏頼とその代官の蜂屋範宗を光嚴上皇に訴え、建武四年一〇月二三日に院宣が下された。しかしこれは解決を武家に委ねるものであり、その後幕府の裁判で争われた結果、暦応二年（一三三九）に和与が成立する。その年一二月一日の雑掌定祐和与状によると、①寺用米については、建武二・三・四年と暦応元・二年の合わせて五年分の未済が残っているが、和与で解決を図る、②その内容は建武二・三年分は追及しないが、暦応元・二年分は毎年七〇石を納める、というものであつた。同時に氏頼の代官蜂屋範宗も和与状を出し、自今以後は懈怠なく、年貢を弁進す

ると約束した。これらの和与状をうけて、その実効性を保証すべく、翌三年四月に足利直義下知状が出された（関西学院大學図書館所蔵東寺文書）。ここに地頭代による年貢の請負が確立する。

和与が成立し、それを保証する下知状が出されたとはいえ、すぐに年貢が順調に納められるようになったわけではない。その四年後の康永三年（一三四四）一二月に改めて、地頭代範宗の請文が提出されているが、そこには「右寺用は、三条殿より厳密に仰せ下さるるの趣、他に異なる上は、暦応三年御下知に任せて、七十石当年より堅く一塵の未進もなく、毎年その沙汰を致すべし」とある（ヒ四四）。先述の直義下知状をうけて出されたものであり、和与の約束の実現が容易でなかったことを示している。しかし寺用米の未進はその後も続き、範宗に代わって地頭代となった範氏は貞和四年（一三四八）一二月に未進分の弁済を約束させられている（ほ三三）。それによれば、この時点で貞和二年分は二五石が未進、また同三年分は七〇石が全く納められていなかった。

その二年後の観応元年（一三五〇）にも、地頭代の範氏は寺用米を押しとる挙にでたため、守護奉行入連署奉書で島郷沙汰人中に対して、寺用米を寺家使者に渡すよう命じる措置がとられている（た三、文和四年条）。地頭代が徴収して寺家に納めるのを否定しているので、これは実質的に地頭代の請負を停止したものと見える。

この間、定祐は雑掌の地位にあり、支配の樹立に努めたが、地頭代の年貢未進が続いたため、「近年無沙汰」といわれ、「その器にあらず」として、文和三年（一三五四）に改易されることになる（た三、文和三年八月四日条）。

この年の八月、定祐に代わって、雑掌に任じられたのが片山大輔房定俊である。東寺の寺僧でなかったものの、「ここに片山大輔房定俊器用たるの上、地下において才学あるの由その聞有り」ということで登用された（た三、文和三年八月四日条）。「器用たる」とあるのは、文和五年八月ころ山城拝師荘と近江速水荘の雑掌も兼任してことから分かるように、⁽²⁵⁾ 莊園経営の専門家とみなされていたのであろう。また「地下において才学ある」とは、後でも述べるように、すでに近江にお

いて活動し、人的な繋がりをもっていたことをさすであろう。

定俊は早速、八月一〇日・一〇月一八日と二度にわたって現地に下向し、在地の掌握と年貢の運上に努めた。在地の掌握に関しては、一月に「願西口状」に任せて、本家米の員数と除分、および名主名などを注進している。これが先述した三村莊寺用米注文である（ル四八）。これらにもとづいて、改めて守護側と東寺の取得分について交渉がなされたとみられ、先述したように、翌四年にかけて、その額が七〇石と決められる。

年貢の収納と運上でも改善がみられた。定俊が作成したこの年の寺用米散用状は次のようである（フ二五）。

注進 江州三村庄御寺米散用事

合

壹石貳斗四舛

代壹貫文八月十三日福善取進、

拾陸石

代拾貫文十一月六日商人京進畢、

貳拾陸石

船頭手渡、京着十九石一舛云々、

以上四十三石二斗四舛、

国下用事

参斗

御倉付

四斗二舛五合

職事食

四斗五舛五合

福善食

五石

定俊給、此内含雜用、

八斗

代五百文、福善草手三ヶ度上下、

八斗

代五百文、守護方力者來時、
蜂屋下人來時、

四斗八舛

酒直、福善下向時春夏秋時分、公人等連々寄合、

以上八石二斗六舛、

都合五十石五斗、此外十石願西以寺家御恩儀、
今者立用申云々、

残分重々依「地下名田」、雖有「子細申之旨」、未進之分申置候畢、重可「触申」者也、且注進如件、

文和三年十二月 日 定俊（花押）

莊園支配のうえで注目されるのは、以下の三点である。まず第一に、雑掌の定俊のほか、寺家の雑人福善も下向して、在地の公人等と交渉して年貢の収納にあたっている。地下の名田から納められていない残分を未進と決めていることも、雑掌や寺使による収納を示すものである。ただ、福善は一部の代錢を進上しているものの、宝莊嚴院方の評定では年貢の運上は雑掌が取りざたすべきであり、福善が勝手に取り進めてはならないとされている（た三、文和三年一〇月一八日条）。莊園支配の中心はあくまでも雑掌であつた。この時期、雑掌による直務が実現していたのである。

第二に、収納した年貢の運上についてである。これは福善が取り進めた僅かな分を除き、二度にわたつてなされている。一回目は代錢一〇貫文に替えられ、商人が京進している。二回目は米のまま船頭に渡され、京都に運ばれている。ただこの場合は、運賃が七石余りと高額になっている。この後、代錢が圧倒的に多くなるのもこのためであろう。そして第三に、願西なるものに一〇石という多額の給米が支払われている点である。この人物は定俊の莊園支配を支えた在地の有力者であるが、のちに改めてとりあげることにした。

定俊の直務支配は順調に進んだかにみえたが、この年の一二月から翌年にかけて、それを阻害する動きが続けておこる。まず一二月五日から一六日にかけて、松島というものが「預所給と号して」、百姓のもとから米を責めとつた（フ二七）。こ

の松島の譴責については、宝莊嚴院方引付（た三、文和三年二月五日条）にも次のようにみえる。

十二月十一日願西注進趣、松嶋号^二料所^一懸^三来納^一、付^レ使令^レ譴^三責百姓^一云々、

六角氏の家人のなかに松島は確認できないが、「料所」や「預所」という表現から判断すると、六角氏から預けられたと主張したものであろう。松島は百姓のほか、願西からも責めとっており、それらは合わせて七石七斗に及んだ。そして結局、これらは負担すべき寺用米から除かれることになった。

年が明けて三月、今度は右大臣僧都なるものが、近江の行宮で後光嚴天皇から宝莊嚴院執務職に任じられるが、東寺は巻き返しを図り、八月に返付する旨の綸旨を獲得する（た三、文和四年条）。一方、莊の現地でも年貢収納は必ずしもスムーズに行かなかった。前年末の動揺に加えて、守護方の代官で、現地を支配していた蜂屋虎寿丸が寺用米の収納に協力的でなかったことが混乱に拍車をかけたのである。定俊側が働きかけた結果、八月二日に寺用米を東寺に弁済するように命じる守護奉行人奉書が出され、さらに九月一二日には六角崇永（氏頼）書下も下され、諸方の違乱をとどめ、東寺に寺用米を渡すように命じられている（た三、文和四年条）。こうしたやりとりのなかに、守護権力に依存せざるをえない当莊支配の特色がよく現れているとみるべきであらう。

定俊はこの年、八月、一〇月、十一月と、度々現地に向向して収納にあたり、様々な給分、松島の責めとった分や在莊費用などを除き、年貢は三三石一斗五升京都に届けている（た三、文和四年二月二三日条、フ二七）。

翌文和五年にも定俊は、同じ院領である近江速水莊も兼帯して、ひきつづき雑掌の地位にあったが、この年の夏、在地での収納と借錢について、寺僧の不審をこうむり、その弁明のために事書を作成している（タ八）。これは、雑掌の活動を語ってくれる好史料であるので、いくつかに分けて詳しくみていきたい。

まず第一に、宝莊嚴院の本尊修理料足を莊に賦課しようとしたことである。本尊の修復は文和三年から問題になっていた

が(た三、文和三年一二月四日条)、四年になると、定俊はその料足を調達するために莊に下向し、地下代官の願西と交渉して、地下へ来納として課することになった。単なる臨時税ではとても簡単に認められるとは考えられないので、勧進の意味合いが込められていたのであろう。この来納は一旦は在地の成就・興隆兩寺の寺僧の支援をとりつけることもできたが、結局、現地を支配している蜂屋虎寿丸と代官の願西の協力がえられず、収納は叶わなかった。定俊も熱心だったようで、「定俊数十日在庄するは、第一この事なり」とまで語っている。

第二に、預所として、御油の徴収にあたっていることも注目される。この取り立てには反対するものがいたようで、定俊は六角氏に訴え、「蒲生力許へ御油の事申す二罷り向ふの処、問状の書下出した、悦喜を成し、道より敵方に付くるべき由申し、願西の許へ遣し了んぬ」とあるように、相手方に問状も下されている。その後の経緯は判明しないが、「この事正躰なくんば、何の面をもつて上洛すべきや」と強く主張した結果、願西から用途一貫文を出させることができた。ところがこれを定俊が着服したと告げるものが現れたため、定俊の方では弁明せざるをえず、着服を否定している。この御油は平治元年(一一五九)の院領注文にみえる「御油一石六斗」に繋がるものであろうが、東寺の散用状にも現れないので、恒常的な賦課としては実現しなかったとみられる。

第三に、近江現地での借錢が、莊経営との密接な連関のもとでなされていることである。この事書によると、定俊は先年、隣郡神崎郡の建部莊土倉から借錢することがあった。以前より近江で活動していたことを示すものであるが、「地下において才学あるの由、その聞あり」というのもこのような事態をさすであろう。もともと借りたのは二貫文であったが、利と合わせて、四貫文を三カ年のうちに返済する約束をした。返済は文和三年秋から始まり、その年は三村莊の給分から一石八斗を弁済した。去年分は支払うべきところ、速水・河内壇供沙汰のために上洛せざるをえなくなり、それにあてる米三石を願西に預け置き、願西と寺使の福善に弁済するように申しつけた。ところがそのときになって、雑掌を兼帯していた速水莊の

年貢加増を百姓らに了承させるため、山内殿（定詮）に酒肴三貫五〇〇文を願西の沙汰として出すことになった。これらは本来、速水の年貢を用いるべきであったが、寺使の福善が出したのは僅か二貫文にすぎず、残りの一貫五〇〇文は定俊が預けおいた負物米を願西が勝手に立用してしまった。これらの米には、六角氏の奉行人である蒲生六郎（定俊か）に対する工作料にあてる用途も含まれていたが、他に使われてしまったので、結局一貫文借用して与えざるをえなくなった。これが、定俊の弁明するところの借錢の顛末である。守護方への交渉など、臨時の支出に迫られたとき、現地における借錢によって対応していることが分かるであろう。

そして第四に、莊園の経営にあたり、六角氏の奉行人と度々、交渉していることも注目される。この時期、定俊が口入人を介して交渉したのは蒲生六郎である。彼については、「蒲生ニモ去今沙汰トいひ、また當時料所沙汰支へる事といひ、御油の事といひ、或る人口入ヲもつて、彼の蒲生随分意を入るの間、かたがたもつて珍事ナリ」と、定俊は語っている。年貢収納のためにとられた一連の措置のほかに、守護料所化の阻止や御油徴収にあたって尽力してもらったということであろう。それらのお礼として、酒肴分二貫文が進上されたが、そのうちの一貫文は借錢があてられている。こうした守護方との日常的な交渉は、当莊の立地上、必然化せざるをえなかったものであろう。

寺家の雑掌、定俊のもとで地下代官にとりたてられたのが願西であった。願西は「嶋郷そうのさた人をし候ハす」（フ二〇五）とあるものの、そうした沙汰人クラスの在地の有力者であった。郷内に屋敷を構えており、「この条、彼の執筆は願西の西二有ル堂、件の堂二千日籠れる聖有り、成就寺法師と云々、この聖の執筆なり」（タ八）とあるように、その屋敷の西には聖が籠もる仏堂もあった。また莊内の事情にも通じており、本家米の由緒や莊の構成を記した文和三年十一月日の寺用注文も、「願西口状」にもとづいて雑掌の定俊が注進したものであった。「願西諸方の代官たるによって、計会身に余る」（タ八）ともいわれているので、郷内の有力者として、東寺方だけでなく、別の所領の代官も務めていたようである。

代官に登用された時期は判明しないが、定俊が雑掌に任じられた文和三年以降には、その地位にあったことは明らかである。代官として、初めは米一〇石を給付されたが、後には一五石に増やされている（フ二五、レ七〇）。いずれも定俊に対する給付、五石より多く、その役割が重視されていたことを示している。

普段は在荘しない雑掌に代わって、莊園支配にあたつたが、代官としては年貢の収納と進納に携わることが最も重要な職務であった。その過程で雑掌に代わって、寺用米の散用状も作成している。実例を次にあげよう。

注進あふみのくに三村御庄御寺米事 左々木

延文元年分

合七十石内

十六石

九月廿八日十貫文代

四十石五斗

十二月三日

壹石

二月廿六日ふくせん

七斗六舛

利分加定けうねんの春夏かた山時候、たひくくたりのさうせつ、

壹石八斗八舛五合

壹貫文五月二利分参百文、かた山的时候、かり、

壹石九斗六舛八合

代壹貫参百五十五文けうねんの春よりとうねんまで、きたのこおり、又京まで御使の上下くさてとうのふん、

利分令レ加定九斗にて候、

壹石三舛

御使たひくくのらう米

五斗

御くらつき

五斗

志きし

五石

御代官

以上、六十九石一斗四舛参合、

のこり庄未進八斗五舛七合、

右、注進状如件、

延文二年三月廿六日

願西（花押）（フ二九）

莊園の実情に必ずしも明るくなかった雑掌や東寺に、その内情を報告するのも重要な役目であった。文和三年の寺用注文が「願西口状」にもとづいて作成されていることはすでに触れたが、この年の一二月には「松嶋料所と号して来納を懸け、使を付して百姓を譴責せしむ」と、松島なるものの違乱を東寺に注進している（た三、文和三年一二月五日条）。また在地における雑掌の様々な活動を支えたのも代官であった。たとえば、定俊が本尊修理料足を地下から借用しようとしたとき、あるいは六角氏奉行人に対する酒肴料を調達しようとしたとき、頼ったのは願西であったし、借錢の返済にあてる米を一時的に預けたのも彼であった。いうまでもないが、雑掌の直務支配もこうした地下代官の活動に支えられてはじめて実現したのである。

定俊が雑掌を解任された後も、蜂屋氏の請負や東寺の直務のもとで、願西は実質的に代官の地位を占めたが、しかし康安元年（一二三六）に至ると、「嶋郷東寺御寺米の事、近年願西奉行を致すと号し、一向有名無実」（つ一）といわれるようになり、まもなく解任されたとみられる。

三 六角氏家人林時光の代官

片山定俊は延文二年（一三五七）まで活動が確認できるが（タ一二）、その後は不明である。しかしこの年の三月二六日付の寺用米散用状が願西の手になっていることを考慮するならば（フ二九）、この年のうちに雑掌を解任されたとみられる。注意されるのは、この年、守護方でも新しい動きがあったことである。九月六日の六角氏頼書下（桂文書）によれば、蜂屋勘解由左衛門が「島郷御寺米」の奉行を命じられている。守護方代官の蜂屋氏が寺用米の収納も行うことになったわけであり、この措置は東寺方の雑掌の解任にともなう支配組織の変化と連動していると考えられる。ところが延文四年にいたり、東寺側の訴えによって、島郷寺用米は再び、東寺の直務とされる（た五）。これは、蜂屋氏の東寺分に対する奉行が停止されたことを意味している。ついで蜂屋氏の三村荘に対する知行も召し放たれた。年末詳九月一八日願西書状（フ二〇五）は次のように語っている。

（蜂屋）八やのまこ五郎殿とうしのしけ米のおゝをせられ候はんときこそ、とうしより御たちゑ御そせうの候はんときこそ、まこ五郎殿かわられ候か、又ことふきやうかつかれ候、

その跡に任じられたのが林時光である。六角氏の家人であるが、「林太郎兵衛尉」、あるいは「林太郎左衛門尉」といわれており、その官職名から判断して、蜂屋氏と同じクラスに属していたとみられる。また島郷の地域内に林村があるので、そこが本拠であったとしてよからう。

林時光が三村荘関係の史料で最初に現れるのが、康安元年（一三六一）七月二六日六角氏奉行人連署奉書である（つ一）。このなかで奉行人たちは島郷東寺御寺米について、願西の奉行が全く実のないものになっていることに触れつつ、①近年の備進員数分に関しては、請取をもとに散用すべきである、②御寺米の毎年の員数を尋ね、起請の詞を付して注進すべきであ

る、と時光に命じている。時光が三村莊と無関係であつたならば、このような指示はなされなかつたはずであり、この時点ですでに彼は、六角氏から蜂屋氏に代わつて三村莊の知行を委ねられていたのであらう。

これをうけて、翌二年九月に時光は東寺に對して、書狀で東寺方の代官に補任するように求めている（フ三二）。莊の支配に關連して注目されるのは、次の三点である。まず第一に、時光自身が蜂屋氏に代わつて、守護方の代官に任じられたことを告げている点である。その箇所をあげよう。

さてハこのところに御寺米と申物の候を、八十四石ハ東寺へ御きしんにて候、いま一方おハ、このあいたハは（蜂屋）ちやと申物もちて候つるをめしはなたれ候て候、このふんおハ愚身御代官仕候、

第二に、東寺方の代官であつた願西と對比させて、自身の優越性を強調している点である。

愚身あつかり申て候ハ、一粒にて候とも、庄家に未進おもしさせ候まし、たとい未進候とも、あつかりまいらせて候はんするにハ、一粒にても御寺に御損おハとらせ申ましく候、此間寺御代官余二けたいかましく候、御いたわしく存候て申入て候つる、

そして第三に、東寺が寺分を「きりわけよ」と要求していることから、東寺が直務を行つた場合、その行使する権限が判明する。關連する箇所をあげよう。

それにつき候て、両方へきりわけられ候はんするにて候ほとに、そのようを申入候はんために、下人にて候物を上て候つる、

・かやうに候ハ、両方へあしをきりわけ候へく候、さりなから今此月十八日までハまち申候へく候、
・たゝいまもこの愚状おも進候ましきにて候へとも、いま一方とくきりわけよとてせめ仰られ候、愚身両方なから御代官にて候はんする時ハ、きりわけ候ましく候あいた、御さうとくき、まいらせたて候、

まず確認しておかなければならないのは、時光が守護方の代官として、三村莊全体に支配権を行使していたことである。それを前提にして、東寺は寺の分を「きりわけよ」と要求しているのである。では「きりわけられる」のは何であろうか。「あし」、すなわち用途を切りわけるとあるので、下地の切りわけ、分割ではない。東寺も寺分の下地を要求しているわけではない。また逆に徴収した年貢のみを分けるのであれば、その場合は時光が両方の代官を兼ねることになるので、「愚身両方ながら御代官にて候はんする時ハ、きりわけ候ましく候」という表現と矛盾することになる。以上のようにみてくるならば、この「きりわけける」とは、守護方の莊全体に対する支配を前提に、東寺が年貢を収納できる名を指定することをさしている」と解される。東寺はそれをうけて、それらの名から年貢を収納するのである。名ごとに東寺米の負担額や納入額を記したり、あるいは未進した人物をあげたりした文書（ケ三四三、ひ一九、フ六四）もあるので、名からの直接的な収納が実際にも行われたことは明らかである。⁽²⁶⁾

この九月一日の書状では、時光は未進なきことを誓いつつ、八坂の円明房というものを請人に立てて申し入れ、その後交渉が行われたが、この年の一二月二七日の時光書状（レ七〇）によれば、東寺より提示された五石の給分では前の願西に与えられていた一五石より少なく、莊の未進にも対応できないとして、就任を辞退している。しかし、東寺に敵対した西園寺成就心院が獲得した貞治三年（一三六四）一二月七日後光嚴天皇綸旨（た八、五月三日条）に、「林太郎兵衛尉押妨」、また貞治四年四月日同雑掌良賢申状案（た八、五月三日条）に「林太郎兵衛尉東寺雑掌と号して、違乱を致す」とあるので、まもなく代官に補任されたとみられる。

三村莊の領有をめぐって成就心院と争っていた応安四年（一三七二）、東寺にとつてやっかいな出来事が生じた。この年の六月、南軍攻撃のために伊勢に出陣していた守護六角高詮が、「嶋郷本所方」の半分を野洲郡虫生郷本所方半分等とともに、同郡江辺・富波半分の代わりに、家人の伊佐孫太郎にあてたのである（た一五、七月三日条）。半済の実施である。東寺では

七月三日に宝莊嚴院方の評定がもたれ、次のような決定をみた（た一五、七月三日条）。

一 江州嶋郷半済飛脚到来事

於「勢州陣」、去月廿三日、以「当郷」行「伊佐孫太郎」之由申_レ之、守護書下進_レ之、披露之處、当國中合戦之時、猶以「当所」付「給人」之例、寺領以後曾無「其跡」、忿下「使於伊勢陣」、就「伊庭入道」可_レ歎_レ之、使節可_レ為「淨円」、（後略）評定ではこれまで東寺方を給人に付けられた先例はないとしているが、兵糧料所にあてられたことはあった。貞和から觀應の頃、地頭代であった蜂屋範氏の書状（た二七）には、「寺用米半分の事、兵糧の沙汰に及び候」とあり、この頃、寺用米の半分が兵糧米にあてられている。守護領で、その拠点の近辺に立地している以上、守護側の動向に左右されやすいことは否定できない。半済の実施も応安四年が初めてではなからう。

この時は、伊勢に派遣された淨円（円良）による重臣の伊庭常智や奉行竹村への工作や、守護の実父京極導誉への口入依頼が功を奏し、七月二〇日には半済停止の守護書下と守護代目賀田玄仙遵行状が出される。そしてそれらは守護高詮の導誉宛書状とともに、淨円によって東寺にもたらされた（た一五、七月三日条）。

しかしこの問題は半済停止によって落着いたわけではなかった。半済給人の伊佐孫太郎が料足を責めとろうとしたため、現地で対応を迫られていたからである。その様子は、この年の年貢散用状からうかがうことができる。

注進 応安肆年三村庄御寺米散用事

合

本数 柒拾石内

五斗 御倉付

定御米陸拾九石五斗、代錢參十八貫六百十文、

和市百文別一斗八舛宛、

参貫六百文

(中略)

四十八文

(中略)

三貫九百六十文

七月中、料所給人地下お度々催促候間、御使のくりや雜事以下使料、本三貫三百文、利分六百六十文、十月まで、

已上本利三貫九百六十文、代米七石一斗二舛八合、

七百文

料所の給人名田より出候へき御年貢一石二斗六舛代米不_レ弁候間、催促仕候へとも出す候、

四百八十文

七月十九日、当給人地下おさいそく候間、御陣へ使お下候、本四百文、利分八十文、十月まで、

已上本利四百八十文、代米八斗六舛四合、

四百八十文

(中略)

二貫四百文

(中略)

六貫六百六十七文

(中略)

二百四十文

(中略)

五百七十五文

当給人、御書下正文不_レ出候間、謀書なりとて、八月六日、地下へ御代官方へ大使お付候間、守護小使等任_二御書下_一、当方へうちわたし候間、本五百文渡候、利分七十五文、

本利五百七十五文、代米一石三舛五合、

四百六十文

八月七日、御書下謀書とて、地下へ給人使に入候間、其子細御陣へ注進申候、使_(前)銀物本四百文、利

分六十文、十月まで、

本利四百六十文、代米八斗二舁八合、

一貫百五十文

八月六日、御書下謀書とて、給人使馬人十余人つけ候間、無理事により候て、せめうしなわれ候ハ
ん事歎入候間、使おいたて候へきよし申候間、近辺人々はしりより候時酒直、一貫文、利分百五十
文、十月まで、

本利一貫百五十文、代米二石七舁、

八十二文

(中略)

七十文

十月十九日、御年貢等さいそくのために三郎下向、同廿日朝上、^(領)銀物廿文、五十文有物、

已上七十文、代米一斗二舁六合、

七十文

十月廿八日夕、御年貢以下条々御状持、三郎下向、同廿九日朝上、^(領)銀物廿文、五十文有物、

已上七十文、代米一斗二舁六合、

都合用途式拾貫九百八十二文、

残拾陸貫六百廿五文、十一月廿八日京進了、

已上柒拾石進上畢、

十一月廿八日

時光(花押)(フ三八)

これによれば、七月中に給人は度々、現地に使者を派遣して、催促にあたっている。その使者に対する厨雜事等が三貫
三〇〇文かかったという。さらに守護の半済停止の書下が出された後も、給人側はこれを謀書だとして、八月六日と七日の
両日、使者を入部させた。とくに六日には一〇余人が強制的に取りたてようとしている。結局、守護使による下地の打渡が

実現したが、この間の給人の使者に対する酒直等に一貫文かったという。

この半済問題はこうした現地での対応を迫ったほかに、半済の停止を求めて、六角氏の伊勢の陣所に遣わした使者の糧物や、仲介を依頼した伊庭・竹村両氏に対する謝礼など、多大な出費を要した。代官の時光はそれらを年貢からあてようとし、散用状に記載したのである。しかも七月、八月の時点から一〇月までの利分を加えて、出費額を算出している。

この大幅な年貢の減少をもたらす散用状に対し、一二月三日の評定で異論が出され、偽りがあるとして、糾明すべき編目を載せた衆中書下状が下された(た一四)。衆中が指摘している疑問点は以下の通りである。

- ・伊庭・竹村両氏への料足を寺家に注進なく借用したうえ、利分を加えて散用するのは 不当である。
- ・七月中に給人方厨雜事等に三貫文余かつたとしているが、信用しがたい。
- ・給人の使者に対する酒直に公物をあてるのは不当である。
- ・寺家の使者の宿料や糧物に利分をつけて散用するのは不当である。
- ・半済で要した費用は寺用のみならず、代官得分からも出すべきではないか。
- ・和市についても調べる必要がある。

要するに半済が指示されたことに対し、その停止を求め、寺家と現地において様々な手立てが講じられたが、代官側が寺家に断らずに年貢をその費用に流用し、しかもそれらが利息をつけて算出されていることに対する反発といえよう。

翌年二月になっても、時光より返答がないため、寺家は三村莊のもう一方を知行している慈恩寺を通じて糾明することとし、寺僧の明義房がこれにあたることになった(た一六、二月一三日条⁽²⁷⁾)。その後、明義房が時光を慈恩寺に召し寄せ問答したところ、

就^レ其^レ代管^(官)如^レ令^レ申者、淨円為^二上御使^一下向之時、毎事令^二計沙汰^一之間、依^レ難^レ背^二其命^一、無力如^レ是致^二散用^一之

由令^レ申云々、

とあるように、指摘をうけた点を大略承伏した（た一六、七月二四日条）。

これをうけて、評定では淨円と時光に対する処罰が議論された。まず二人とも罪科は遁れがたいが、代官は器用の仁が簡単にみつかるものでもないので、厳しく仰せ含めるだけにし、改替しない。一方、寺使の淨円については、三村莊の奉行はやめさせる、ただ、公文職は召しはなたれるべきであるけれども、今回はさしおくことにする、という決定をみた（た一六、七月二四日条）。

このように半済問題で行き違いがあつたとはいえ、時光に対する寺家の信頼は変わらず、永和二年（一三七六）二月には同じく宝莊嚴院領である速水・河道莊の壇供米を現地の野田五郎に催促するように求められている（た一八、二月二七日条）。ついで一一月には両莊の代官に任じられ、浅井郡の現地に赴いて収納にあたることが期待されている（た一八、一一月二六日条）。

この頃、出家入道したようで、翌三年からは光能と署名している（フ四八）。林時光の代官支配が順調に推移したのはこの頃までで、永和四年になると、齟齬が顕著になってくる。島郷の損免の問題がそのきっかけになった。この年、損免の認否をめぐつて寺家との間に対立が生じたが、林側は、先例はないものの、もう一方の守護方を給付されている慈恩寺方ではすでに損免が許されているので、東寺方でも同様であるべきであると主張し、損免が認められた。ところが翌年、明義房を通じて慈恩寺に尋ねたところ、損免の事実がないことが判明してしまった。当然、東寺側は林に対し、損免分の進納を求めるとともに、問答のために上洛するように命令する。林側は度々の下知にもかかわらず上洛せず、一二月下旬に年貢代錢七貫文を進上した際に、「百姓等逃散せしむるにより、毎年正躰なきの由」と弁明するばかりであつた（た二〇、九月一日条）。この一件で時光の信用は地に落ち、翌康暦二年（一二三八〇）、林氏は代官職を改替される。相前後して、速水・河道莊の

代官職も失った（卜六六）。新たに三村莊の代官に任じられたのは堀戒阿なる人物で、七月三〇日にその請文と良阿の手になる代官職請人請文が出されている（ほ六〇、京七二）。その一部を次にあげる。

一御年貢八十石内者、十四石御代官得分、七十石者、毎年無懈怠十一月中可致窮済之沙汰、将又和市事、公平為先、不可存私曲、每度運送之時、任正実、載起請詞、可令注進事

この堀戒阿の詳細な素性は判明しないが、「当三村内住宅并名田等」とあるので、六角氏家人の堀氏の一族であつたとみられる⁽²⁸⁾。しかし京都にも住宅と敷地をもち、京都の住人である良阿を請人に立てているところをみれば、京都と近江を往来して、商業活動を営む存在を想定してよからう（ほ六〇）。確かに在地に土地勘をもつ人物の登用であつたが、この措置は現地に混乱をもたらしただけで、失敗に終わり、翌年堀戒阿は解任された。

四 宝莊嚴院執務職と三村莊をめぐる相論

東寺による宝莊嚴院執務と寺領の管領が軌道にのつてからも、異論をとなえるものがあり、相論が絶えなかった。

まず文和三年（一一三四）一二月には、右大臣僧都なるものが蒲生郡武佐寺の行宮で後光嚴天皇から宝莊嚴院寺務職を申し給わっている。この人物については素性などは判明せず、東寺側も「人跡分明ならず」と記している。さらに翌四年三月には当時天皇が滞在していた東坂本で、右大臣僧都を宝莊嚴院執務職に任じる論旨も下されている（た三、文和四年条）。近江に行宮が置かれたこの時期、所領などをめぐって争い不利な立場にあつた縊素がこぞって参仕し、その訴えを認められることがあつたが、この僧都もその一人であろう。

これに對し、東寺も返付を訴えたが、すぐには受け入れられることはなく、八月にも行宮で一旦与えられた所領の多くが返されていることをあげつつ、返還を求める申状を出している。ようやく八月二十九日にいたり、東寺の主張が認められ、返付する旨の綸旨が出されている（た三、文和四年条）。

この時は右大臣僧都に綸旨が与えられただけで、直接寺領支配に影響は及ばなかったと考えられるが、次の匡遍僧都との相論では三村莊支配も争いの対象となっている。右大臣僧都の後継者で、東寺の門流に属したとみられる匡遍の活動は康安二年（一三六二）に活発になり、この年の九月に宝莊嚴院敷地の管領を認める後光嚴天皇綸旨が治部卿法印匡遍に与えられている。ついで一〇月には散在寺領について、地下輩の違乱を停止し、管領を全うすべきことを命じる綸旨も下されている。さらにその翌年の貞治二年（一三六三）閏正月、宝莊嚴院の執務を安堵する綸旨が改めて出されている。こうした度重なる綸旨の発給に對し、東寺は反発を強め、朝廷に訴えたが、貞治三年七月には工作が実つて、貞治元年一〇月と同二年閏正月に下された、院領の管領を認める綸旨を返進するよう匡遍に命じる綸旨が出されることになった（た七、正月一六日条、無号三五）。これをうけて東寺は早速、院領の一つ、近江国速水・河道莊壇供餅三八〇枚について、勅裁に任せて、急ぎ遵行するように幕府に要求している（け五四）。

ただ注意されるのは、この時返付を命じられたのが散在寺領の綸旨のみであり、敷地の管領を認める綸旨は不問に付されていることである。この時期、実際にも匡遍が敷地を知行しており、貞治三年七月一〇日の評定では改めて、敷地の訴訟のために事書を進めることが決められている（た七、七月一〇日条）。そして翌四年二月、事書がしたためられたが、別当大僧都宗助の計らいで書きなおされることになり、八月に改められた事書が東寺長者光濟の拳状を添えて、朝廷に提出されている。その趣旨は、

於「執務」者、東寺管領敢無「依違」之上者、敷地知行何可「及」予議「乎」、然者、早被「經」御「奏聞」、不日被「成」下

綸旨、全「敷地管領」、至「匡遍法印」者、本寺敵対罪責難「通之上者、為「向後傍輩」、速欲「被」止「弘法大師門徒号」矣、
 というものであり、東寺の門徒である匡遍の本寺敵対を強調している（た八、正月五日条、五月三日条）。

敷地を知行しているものの、散在寺領の綸旨の返進を命じられた匡遍はその後、寺領のなかでも三村荘に焦点をあて、その獲得をめざし攻撃をかけることになる。まず貞治三年十二月七日に綸旨が下される（た八、五月三日条）。

宝莊嚴院領近江国志万郷林太郎兵衛尉押妨事、申状書^具經^具奏聞、返^上之、可^レ沙^汰居雜掌於下地^{之由、可^レ}
 被^レ仰^遣武家^{之旨}、

天氣所^{候也}、以^{此旨}可^下令^洩申^給、仍言上如^件、嗣房誠恐頓首謹言、

十二月七日

右中弁嗣房奉

進上 民部大輔殿

注目されるのは次の二点である。一つには、三村荘、あるいは島郷ではなく、「近江国志万郷」と記されていることである。この表記は三村荘との関係をほかすためであり、翌四年四月の志万郷雜掌良賢重申状案に「当寺愛染王成就心院は、重色他に異なる御祈禱たるにより、勅裁として、江州志万郷を御寄附あるについて管領を致す」とある、西園寺成就心院に寄付された寺領であるという主張と一連のものである（た八、五月三日条）。匡遍側は新たに島郷と西園寺成就心院との関係をもちだすなかで、表記も改めたのであろう。

ここで成就心院に触れておくと、「北山愛染王堂」、あるいは「西園寺家愛染王堂」とも記され、西園寺の子院の一つである（た一五、二月一九日条、た一三、十一月二六日条）。元仁元年（一二二四）十二月、西園寺公経が北山に造営した西園寺は、南北朝期にはかなり荒廃していたといわれるが、康安二年（一三六二）二月には、後光厳天皇が内裏還幸に先立ち、北山殿入っており、まだ施設は残っていた。⁽²⁹⁾ 匡遍が北山愛染王堂に寄進された所領だといいたしたのは、西園寺家との所縁を利

用しようとしたものであると考えられる。

次に二つには、東寺の領有ではなく、現地における林時光の押妨を強調していることである。東寺もこれに気づき、「東寺管領の号を隠密にし、事を地下人の濫妨に寄す」と主張している（た一三、十一月二六日条）。これは莊園領主間の争いとするのを避け、在地の武士による押領にすりかえようとしたものであろう。綸旨の発給もこの計略が功を奏したことを物語っているが、同じ一二月には綸旨をうけて、近江守護六角氏頼あてに林の押妨を退け、雑掌に沙汰付するよう命じる引付頭人奉書が下されている（た八、五月三日条）。

年がかわり貞治四年になると、先述したように、東寺は知行の実現していない敷地の回復をめざすとともに、寺領についても幕府に反論を提出し、尋問が行われた。その結果、匡遍側も引付頭人奉書をえたものの、守護の遵行はかなわず、四月に改めて「志万郷雑掌良賢」の名で、西園寺愛染王堂が武家の崇敬をうけている霊場であることを強調しつつ、引付頭人奉書を下付し、下地を雑掌に打ち渡すことと、違乱している林太郎兵衛尉を勅裁と御奉書違背の罪科に処するよう、幕府に求めている。東寺によれば、この訴えは前回と異なる奉行に対してなされたという。今回は綸旨をへず、直接幕府に訴えていることが注意される。これをうけて、八月には再び林の押妨を退け、下地を雑掌に沙汰付けるよう命じる引付頭人奉書が守護あてに出されている（た八、正月五日条、五月三日条）。

ここにいたり、東寺も幕府に対する働きかけを強め、閏九月には陳状を作成し、島郷は宝莊嚴院領として長年にわたって東寺が知行してきたことを指摘しつつ、雑掌良賢を一事両様の訴訟を致す罪科に処することと、良賢が掠めとった引付頭人奉書を召し返すことを訴えている。また一〇月一三日の評定では、匡遍の門徒号停止を決するとともに、改めて奸訴の罪科に処するよう求めることとしている（た八、閏九月二四日条、一〇月一三日条）。この記事のあとしばらく関連する史料はないが、引きつづき三村莊から年貢が貢納されているところをみるならば、この時は匡遍の企ては成功しなかったとみてよ

からう（フ三六）。

その後数年、目立つた動きはなく、匡遍も死去するが、応安三年（一三七〇）にいたり、事態は急転する⁽³⁰⁾。この年の六月、「近江国島郷雜掌良賢」の名で重ねての申状が幕府に提出される。その内容は何度も「御奉書」がなされたにもかかわらず、守護が遵行しないので、重ねて「御奉書」を下され、守護方に仰せて、林太郎兵衛尉の押妨を停止し、下地を雜掌に打ち渡すようにしてほしいというもので、これまでとほとんど変わらない（た二三、十一月二六日条）。ただ今回の場合、最初から幕府に訴えている点に注意を払うべきであろう。九月にはこれをうけて、引付頭人奉書が守護の六角高詮あてに出される（追加購入七）。ここまではこれまでとさほど違いはないが、ここから異なる展開をみせる。

三村庄飛脚淨琳昨日参著、敵方北山雜掌帶^二奉書^一下向、大略可得^レ利云々、仍伊庭入道可^レ相^二誘之^一、料足千疋敷之由、内々地下御代官林太郎兵衛計^二申之^一、又奉行人大河原同可^レ致^二其沙汰^一云々、

（中略）

次可^レ出^二支状於守護方^一云々、（た二三、十一月一〇日条）

一地下江州三村支状事、北山雜掌於^レ国致^二秘計^一、任^二奉書之旨^一可^レ遵行^二之由^一、守護方内談、十一月十二日落居了、則

以^二、^一、為^二使節打渡之處^一、^三於^二地下^一、以^二支状付^一使節致^二問答^一、其旨趣者、匡遍召^二返^一勅裁并志万郷

別名事也、依^レ有^二其謂^一、使節不^レ渡^二地下^一、可^レ注^二進子細^一之旨申^レ之帰了、而彼注進不^二京著^一及^二歳末^一、是又敵

方秘計之故歟、爰敵方重又申^二成奉書^一云々、案文末^レ披^二露之^一、（た二三、十一月二六日条）

経過は次の通りである。匡遍の後継者側の北山雜掌が九月八日の引付頭人奉書を帶し、守護のもとに下向して、遵行を訴えた結果、「守護方内談」でその主張が認められることになった。守護代の目賀田玄仙に「仰せ下さるる旨に任せて、林太

郎兵衛尉の違乱を退け、下地を雜掌に沙汰付けすべし」と命じる、一月一三日の守護六角高詮遵行状はそれをうけて出されたものである。さらに目賀田玄仙は一月一九日付で使節の海津五郎次郎あてにその遵行を指示する⁽³¹⁾（追加購入七）。

こうして守護側で打渡に向けて手続きが進められるなかで、東寺も手をこまねいていたわけではない。その対応は二つに分かれる。一つは現地での工作であり、もう一つは幕府への訴えである。まず前者から。一月三日に三村莊から注進がもたらされると、守護への支状が用意され、公文淨円（円良）が現地に派遣される。近江に下向した淨円は代官の林時光とともに、六角氏重臣の伊庭入道（常智か）と奉行人の大河原に工作を開始し、酒肴が送られることになる。それぞれ一〇貫文と三貫文である。伊庭へ多額が用意されたのはその政治的力量を期待してであろう。二人を通じての秘計も効果がなく、遵行状が出され、いよいよ打渡が実施されることになったが、その場で淨円は使節に対し、支状を示し、問答により説得を試みた。その説得は功を奏し、使節は打渡をせず、子細を注進すると約束して帰った。これで現地で打渡が実施されるという最悪の事態は避けられることになった。

こうした現地での対策と並行して、東寺は幕府への働きかけもしている。まず一月中旬に匡遍法印遺跡の訴訟を停止する「奉書」を求めて、申状が賦奉行の中条元威に付され、一二月二日には東寺奉行中沢定阿のもとに係属される（ル65、た13）。さらにこの月には三村莊のみならず、宝莊嚴院執務職と敷地の管領を全うすることを求めて、朝廷への執奏を幕府に乞う東寺申状も提出された。これは長者光済の拳状によらず、供僧一藤の清我が直接管領の細川頼之に付したもので、一二月二五日に東寺奉行の中沢定阿に下されている（ル六五、た一三、一二月二六日条）。この時期にいたってもなお、朝廷への執奏が求められたのは、いまだ知行が実現していない敷地の問題があったからであろう。

もう一步のところで打渡をうけられなかった匡遍の後継者側も巻き返しを図り、一二月に入ってから雜掌良賢重申状を提出した（追加購入七）。これをうけ、一二月一八日には改めて林太郎兵衛尉の濫妨を停止し、下地を雜掌に沙汰付するよう、

守護六角高詮に命じる引付頭人奉書が出された。そして翌年二月には、北山雜掌はこの奉書を帶して下向し、守護方に下地の打渡を求める動きに出る。現地からの飛脚によってこれを知った東寺も、前年と同じく淨円を下し、伊庭を通じて守護方との交渉にあたらせた（た一五、二月一九日条）。寺家の支状を要求する、二月二五日付の林時光書状（ケ二二六）はこの時のものであろう。ただこの時点では申状を出していたにもかかわらず、東寺はまだ引付頭人奉書をえておらず、形勢は不利であったとみられる。ところが四月三日に東寺に引付頭人奉書が与えられ、形勢は逆転する（た一五、三月二五日条）。

東寺雜掌頼憲申近江国三村庄事、申状如此、度々 勅裁并貞和御下知分明之处、野田五郎左衛門入道以下濫妨未休云々、不可然、不日退彼等、全雜掌所務、可被執進請取、不可有緩怠之状、依仰執達如件、

応安四年四月三日

沙弥判

佐々木四郎兵衛尉殿

この奉書で注意されるのは、野田五郎左衛門入道以下の濫妨の停止が命じられていることである。三村庄で野田氏の濫妨が問題になったことはこれまでになく、ここでもちだされるのはいかにも唐突である。まず考えなければならぬのは、北山雜掌が野田氏を導き入れ、現地支配を図った可能性の有無である。これまで野田氏と北山雜掌、および三村庄との関わりは確認できないので、この可能性はほとんどないであろう。その一方で野田氏といえ、六角氏の一族山内定詮の家人であり、これまで東寺領関係ではしばしば速水・河道荘の本家役を対捍している人物として史料に現れる（た一三、一〇月二〇日条）。この二つを併せ考えるならば、次のような想定も可能であろう。すなわち追いこまれていた東寺側は速やかに引付頭人奉書を出してもらうために、匡遍の後継者側との相論を野田氏の濫妨停止にすりかえて訴えたのであると。「およそ今度の奉書の事、中沢芳志尤も謝しがたきものなり、便宜をもつて殊なる会釈あるべし」とあるのも、そのあたりのことを物語るものであろう。この後、北山雜掌良賢も改めて奉行人の斎藤世茂に属して引付に訴えたが、東寺は頭人奉書の発給を阻

止すべく、斎藤への工作を図っている（た一五、三月二五日条）。

三村莊では六月以降、先述した半済問題がもちあがつたため、東寺もそれへの対応に迫られたが、相論はくすぶり続け、応安六年一二月にはまた引付頭人奉書が出されている。そこには「野田五郎左衛門入道の濫妨を停止すべきの旨、先度仰せらるるの処、事行かず」とあり、北山雜掌による巻き返しが続いていたことを示している。この奉書をうけて、翌七年二月には守護の遵行状も出されている（い一〇）。

三村莊の相論と関連して、東寺は応安三年一二月に宝莊嚴院執務職・敷地と散在寺領等の返付を求めて、幕府に朝廷への執奏を要請していたが、同七年正月にいたり、執奏をうけて、これらを東寺に返付する旨の後光嚴上皇院宣が下された。この後、東寺は三月に幕府に申状を提出し、返付を保証する文書と三村莊の押妨停止の御教書を求め、五月二日に義満御内書と將軍家御教書が出され、東寺の念願は叶った（た一三、一月二六日条、イ五一、ト六一）。これにより、東寺は三村莊について北山雜掌側の反撃を阻止するとともに、知行が実現していなかった敷地に対する領有を開始することが可能になったのである。

五 慈恩寺明義上人の代官と明徳の半済

ここで再び、三村莊の支配に戻る。堀戒阿が代官に任命された康暦二年（一三八〇）の翌年、永徳元年（一三八一）にもまた、地下で騒動がもちあがつた。

一守我法橋可^レ有^二御感沙汰^一欺事

三村庄事、依^レ被^レ〇増長院、彼守我為^二代官^一下間、仍尽^二涯分筋力^一属^二無為^一訖、誠付^二惣別^一神妙之至、不^レ能^二于

左右^一歟、就中河縁構^二種々謀計^一雖^二類逐上^一、不^レ慍^二身命^一令^二在庄^一、付^レ〇注^二進事子細^一、公方御沙汰嚴密之間、

失^二為方^一令^二落居^一訖^之、且者公方御沙汰嚴密所^レ致、且者守我不^レ棄^二地下^一所為也、依^レ之、去年永徳元年奉行、内々来^年

貢到来之時、可^レ有^二御感之儀^一旨被^レ約之由、内々来申間、披露之處、(後略)(た二一、閏正月四日条)

この謀計を構えたという河縁なる人物の素性やその企て、あるいは代官の堀戒阿との関係は判明しない。ただ幕府へ訴えなければならなかったことといい、寺から派遣された代官が身命を惜しんで在庄し、ことにあたらなければならなかったことといい、かなり大がかりな押領であったとみられる。当時、三村莊を委ねられていた増長院義宝のもとで、その代官として現地に下向し、この押領を退けたのが守我法橋であり、寺僧たちもその功勞に報いるために一〇貫文を与えている。

こうした一連の混乱をへた後、慈恩寺の明義が代官に任じられることになった。それは、嘉慶元年十二月二日明義書状(ケ三二一)に地下代官について、「先代官林さ近三郎と申候物ニ、此五六年地下事打預候て」とあるので、永徳二年(一三八二)、あるいは同三年であったとみられる。明義が三村莊関係の史料にみえるのは応安五年(一三七二)からで、当時代官であった林時光の作成した寺用米散用状の不審について、当莊の一方を知行していた慈恩寺から糺明したならば、明らかにさるだろうということで、明義に頼んで尋問すべきであると評定で決定をみている。これをうけて明義は、慈恩寺で林を召しよせ問答している(た一六、二月二三日条、七月二四日条)。明義は慈恩寺を代表して依頼をうけているので、寺僧であったとみてよからう。

明義が属する慈恩寺は、六角氏頼が佐々木の地に母の菩提のために建立した寺院で、応安三年六月、京都の邸宅で死去し

た氏頼の遺骸もここに移され、茶毘にふされている。⁽³²⁾ 三村莊本家分の一方が六角氏から与えられたのはこれ以降と考えられ、応安五年二月には「三村莊一方分慈恩寺知行」とみえる（た一六、二月一三日条）。その後も本家分の一方は慈恩寺の知行で推移するが、これは、当寺が「守護方帰依慈恩寺」（た二〇、九月二一日条）とあるように、六角氏の菩提寺として崇敬をうけたからとみられる。なお、西大寺の末寺で、律宗である。⁽³³⁾

明義自身、律僧であつたとみられるが、東寺から「明義御房」「明義上人」（た一六、七月二四日条、た二四、一二月一九日条）といわれ、「甲良庄成仏寺長老」（た四〇、六月一四日条）になっているので、学侶クラスの僧侶であつたとみられる。しかし後述する地下代官の未進分の弁済を迫られた際、「明義上人又無力」といわれており、必ずしも富裕な僧侶とはいえない（た二六、六月一七日条）。それにもかかわらず、代官に任用されたのは三村莊を知行する守護菩提寺に属する律僧ということで、現地を知悉しているうえに、守護勢力との交渉力もあるとみなされたからであろう。

明義のもとで地下代官に登用されたのが林左近三郎であつた。林という姓が共通しているので、前任の代官林時光の縁者である可能性もあるが、詳細は不明である。ただその死後、「彼跡可取公」物も候ハす候、最下品之小屋の候へるを、諸方之諍つれとも此方之とり候て、其代一貫八百文令進候」といわれており、林時光とは異なつて、国人クラスとはみなしがたい（ケ三一）。有力な名主の一人であつたのであろう。

一三村去年未進事

如散用状者、三十三石余有之、其内三十石三斗四舛五合明義上人地下代官引負、結句去夏比令死去間、一粒沙

汰無之歟被仰問、披露之處、就是非、又代官不法、^{衆中}更不可聞食入、且余法例難義問、一途可有沙汰由、
增長院方へ可申旨衆儀畢、（た二四、一二月一九日条）

抑去年寺用米事、余に無^二正鉢^一候間、一向失^二面目^一候、言語道斷、生涯浮沈此事候、先代官林さ近三郎と申候物^二、此五六年地下事打預候て、如^レ此事出来□旧冬もさりとともと存候之間、連々致^二催促^一候之處、此年貢当年春まで延引申候て死去候之間、菟も角も是非之迷惑候、やかても増長院へも可^二注進^一候しかとも、余之面目も候ハす候て罷過候き、奉行并衆中かた恥入候、所詮先代官年貢未進候て死去之間事、被^レ下^二人於地下^一、沙汰人并名主百姓等^二も可^レ有^二御尋候^一、其趣を増長院へも申遣候、千万申候とも衆中御不審不^レ可^レ散候歟、(ヶ三一一)

これらによると、明義は嘉慶元年(一三八七)より五、六年前から林左近三郎を又代官として、「地下事」を預けていたが、この年の夏、三〇石ばかりの年貢を引き負ったまま、他界してしまい、未進の総額が三三石余に達することになったという。守護勢力との交渉力が期待できる慈恩寺僧明義が代官を請けおい、そのもとで住人の林左近三郎が地下代官を務めるあり方が、林の未進を負ったままの死去により破綻したのである。このため、明義が未進分を弁済しなければならなくなり、その半分を三年で支払うという約束がとりつけられた(た二六、六月一七日条)。

こうしてその後も明義は代官の地位にとどまり、そのもとの地下代官には宇野教林が任じられた。嘉慶元年の年貢散用状が教林によって作成されているので、実質的にはこの年からその役目を果たしていたであろうが、正式に任じられたのは翌年からとみられる(フ六三、フ六五)。そして明義の代官のもとで、教林が「地下所務」を沙汰するというあり方が、明義の死去する応永一五年(一四〇八)まで続くことになる。

地下所務をとる宇野教林については、史料に次のようにみえる。

・東寺領近江国三村庄寺用米所務職事、慈恩寺讃州被^レ仰^レ之、(た四二、四月一五日条)

・讃岐房以^二彼上人由緒^一、代官職付^二望申^一披露之處、為^二地下之案内者^一之間、可^レ被^二仰付^一云々、(た四二、四月一五日条)

・三村庄代官職事、先代官宇野讃岐子教意依^レ致^二所望^一、若狹法眼宝厳院へ進^レ状、(た六二、六月二八日条)

名字は宇野、僧名は教林であるが、讃岐という国名を名のっていることから、慈恩寺の僧であるものの、学侶には属さない下層の僧侶であったとみられる。また「地下之案内者」とあるのは、この地域の有力者であったことを示すものである。⁽³⁴⁾さらに明義の死後、単独で代官に任じられているので、当然財力にも恵まれていたと考えられる。以上をまとめるならば、教林はこの地域の有力者出身の慈恩寺僧で、学侶でなかったものの富裕な寺僧であったということになる。財力に乏しく、所領経営にも練達していなかったとみられる明義にとって、実に貴重な人材であった。長く地下代官でありえたのもそのためであろう。

さて、南北朝から室町時代にかけて、近江では何度も守護による半済が実施されたが、三村莊においても南北朝期に限っても、少なくとも三度、半済が行われている。蜂屋範氏が地頭代であった貞和から文和にかけての時期、そして応安四年（一二七二）と明德三年（一二九二）である。内容が判明するあとの二例のうち、応安四年の事例についてはすでに触れたので、ここでは明德三年の事例をとりあげることにしたい。

この年の一〇月、守護六角満高は島郷の東寺分を対象に半済を行い、生母少納言局に宛がった。一五日にはその書下が東寺にもたらされ、東寺では早速、島郷はもともと半済地であるにもかかわらず、重ねて半済に及ぶのは二重半済にあたり、傍例がないとして、その停止を求める申状を守護に提出した（た二二、明德三年条、ケ八四）。このような二重半済の主張はこの時が初めてであり、その後も継承される。この後、守護への働きかけが執拗に繰り返えされるが、その間にも給人方の使者が郷内に入部し、次々と徴収を行った。

閏一〇月一〇日島郷寺用米半済収納分注文書はその際の「返書」（返抄）にもとづいて、収納額を名ごとにまとめて注進したものであり、徴収のあり方を示す好史料である（ル一〇五）。その記載を表に整理した。これによると、対象となった名は公文所名・下司名以下一七名に及び、総額は郷の納枿で一九石二斗一升二合に達する。⁽³⁵⁾徴収のなされた時期は大きく

表 半済の収納状況

名	所済額	所済日	所済者
万福寺名	3斗5升1合	10月24日	右近
	5斗	10月25日	右近
	1石4斗4升	⑩月4日	久里
末光名	5斗	10月25日	宮内
	5斗3升6合	⑩月4日	平太郎
成就寺名	3斗	10月23日	
	1石1斗	10月24日	年行事
興隆寺名	5斗	10月25日	連阿ミ
	4斗9升4合	⑩月4日	右近
中道名	2斗	⑩月1日	宮内
	3斗2升5合	⑩月3日	宮内
三名	5斗	10月24日	左近太郎
	6斗2升	⑩月3日	彦次郎
下司名	5斗	10月24日	衛門五郎
	2斗5升	⑩月3日	左近
	6斗	⑩月3日	衛門五郎
	5斗	⑩月3日	五郎二郎
	2斗5升	⑩月5日	兵衛五郎
公文所名	1石	⑩月3日	平太郎
	7斗2升	⑩月3日	若入
	6斗4升3合	⑩月4日	右近
	5斗6升8合	⑩月5日	又太郎
	1斗3升6合	⑩月5日	又太郎
	7斗	⑩月6日	又太郎
	2斗	⑩月3日	報道
堀殿名	1石1斗5升4合	⑩月4日	左近
	1石	⑩月3日	弥五郎
太郎丸名	7斗5升	⑩月4日	道信
	1石	⑩月4日	塚本
大池名	3斗5升	⑩月3日	円乗
龍流名	3斗5升	⑩月3日	クホ神主
高島名	3斗5升	⑩月3日	中村左近太郎
則守名	1斗7升5合	⑩月5日	ハ、左近八郎
真貞名	1斗7升5合	⑩月5日	こうや左近
守清名	1斗1升5合	10月24日	平太郎
杉山殿名			

(1) ⑩月は閏10月を表す。

(2) 明德3年閏10月10日島郷寺用米半済収納分注文案(ル105)による。

二つに分けられる。一つは、実施から間もなくの一〇月二三日から二五日にかけてである。今一つは数日おいて、閏一〇月一日から六日にかけてである。このうち、件数、徴収額とも後者が圧倒的に多い。閏一〇月に入り、徴収が本格化したとみてよからう。これらの名は東寺の寺用米を負担していた名であつたとみられるが、多くの名では複数回、それぞれ作人とみられる人物から徴収がなされている。使者が現地を回り、作人から徴収するあり方がとられたのであろう。閏一〇月六日が一件あるものの、ほぼ五日までであるのは後述するように、この日給人方の催促が停止されたからである。

今回も守護への働きかけは伊庭成貞を通じてなされた。

一 嶋郷重半済事

於「公方」雖「可」歎申、「令」^者「遅引」の当年々貢可「被」責「取新給人」之間、不「可」有「正躰」、随而伊庭以「千疋分」、当給人守護母儀禪尼令「籌策」、向後可「止」^者「締可」執「進書下」之由申之間、有「其謂」、可「令」談合「之由有」評定、「た

二二、明德三年閏一〇月四日条)

ここにあるように、將軍へ訴えるよりも、以前から給付を与えていた伊庭成貞を通じて、守護と給人である生母禪尼(少納言局)に働きかけることに重点が置かれた。そしてその工作料として、伊庭には一〇貫文が送られることになった。ただ並行して、將軍への訴訟もなされたようである。しかしながら寺家の対応は遅れがちで、伊庭は閏一〇月四日と同五日と連日書状で、早く指示をもらわないと、給人方の催促を止めることができないと訴えている(ル一〇二、一〇三)⁽³⁶⁾。この頃はすでに述べたように、徴収が佳境に入った時期にあたり、伊庭の危惧も根拠のないものではなかった。

しかし間もなくして、伊庭の工作が実り、事態は好転し始めた。五日には給人少納言局の代官である宇佐美某が地下での催促を停止する書状を出し、これをうけて、同日伊庭は東寺に対して、ことの落居と「宇佐美状」の進上を告げるとともに、

半済を停止する書下は今後申沙汰すると述べている（ル一〇四、ケ二九〇）。こうしてとりあえず在地での徴収は避けられることになったが、地下代官の教林の注進によれば、この日までに半済分として収納された米は二二石五斗一升に達している（ケ二九一）。

ついでようやく一日になり、半済停止の守護書下が出される。

一 重半済可_レ閣之由、守護書下潤十月十一日出_レ之、依_二伊庭申_一沙汰、早速書_二出_一之、三百疋外者、_{当年斗}契約料也、不可_レ有_二其沙汰_一也、（ル一〇八）

伊庭もこの日、東寺に書状を送り、「御寺米残り半済の事、返付申され候、書下これを執り進らせ候、この事、随分粉骨仕り候といへども、今に遅々、所存の外に候」と、その獲得に苦心したことを告げている（ル一〇六）。

この時すでに半済収納分の注文が作成され、給人方に収納された米の総額が判明していたが、その額は「嶋郷納斗定」で一九石二斗一升二合（「御寺米斗」では二三石五升五合）にもなっていた（ル一〇五）。当初東寺は半済収納分を伊庭への一献分一〇貫文に組みこんで処理しようとしていたが、それをはるかにこえていたため、超過分については改めて給人方から返却させることにしている（ル一〇八）。しかし二月一日の寺用米散用状では、二四石四斗九升四合の「料所方取分」は除分として処理されているので、返却は実現しなかったとみられる（フ七〇）。

時間はかかったものの、幕府への働きかけも功を奏し、半済を認めない幕府御教書も出された。宝莊嚴院方引付の閏一〇月二七日条には次のようにある（ル一〇八）。

一 三村重半済不可_レ然之由、被_レ成_二御教書_一畢、飯尾左衛門大夫申_二沙汰_一之、

現在、「三村庄嶋郷寺用米」について、重ねての半済にともなう被官人の妨げを停止し、東寺雜掌に沙汰付けることを守護

六角満高に命じる、閏一〇月五日の幕府御教書が残されている（東寺文書数一〇）。日付を遡らせたとみられ、いくらか時期が早くなっているが、内容上これがそれにあたるであろう。

このようにして、東寺は伊庭成貞を通じ、守護と給人に働きかけて半済の停止をかちとり、さらに幕府からも半済を認めない旨の御教書の発給をうけた。当莊の半済について、幕府御教書が出されたのはこれが初めてである。守護の生母に給付されたこともあって、この半済は東寺に衝撃を与えたとみられ、それだけ危機意識も高かったのであろう。幕府へも訴えるこのパターンはのちに応永一七年にも繰り返えされることになる。

明德以降も代官明義・地下代官教林という体制のもとで、相対的に安定した支配が続いたが、応永七年に至り、再び半済が行われた。今回は守護が借錢を支払う代わりに、錢主である性行坊に三村莊を宛がったものである。一月には「二重之半済」は傍例がないと六角氏に訴えるところに、代官の明義が直接、守護の満高と交渉した。その甲斐もあって、「当郷給主代明義聖人直きに正守護に對面せしめ、事の子細等を申さしむるの処、則ち給人の入部を止め、閑しおくべきの旨返答す、仍てその子細書下を出す」とあるように、半済をさしおき、給人の入部を停止する書下が出された（た三四、十一月一日条）。

とはいえ明義の積極的な活動が行われたのもこの頃までで、これ以降になると、毎年のように年貢未進がみられるようになる。例をあげると、応永八年に一五石八斗余、同一〇年九石九斗、さらに同一年には名々未進が二一石にも達している（ル一二四、ケ一〇六、ハ一〇三）。また書状でも未進を弁明することが多くなってくる。たとえば応永一〇年二月二日の書状では、正（性）行坊が「新御所之代管」として入部したため、百姓等が悉く逃散し、莊家は滅亡の危機に瀕していることに触れつつ、「如_レ此候へとも、此方の代官百姓隠居候所を相尋候て、様々ニすかし候て、年貢大略ハ致_二沙汰_一候歟」と、収納に務めていることを強調している（ケ九九）。

しかし事態は単なる催促の強化では解決できない域に入りつつあった。直接収納にあたっていた教林は次のように述べて

いる。

又兩年未進事御いそき候間、今度のほせ候ハて、用途を先々去年の未進方へ可^レ被^レ召候、何も名々よりも沙汰候ハ、加様之煩ハ不^レ可^レ有候へ共、殿原名主無沙汰により候て、如^レ此候へる、無^二面目^一存候、乍^レ去いかなる人^二被^二仰付^一候共、地下未進事悉々引送候て、可^二京進申^一事ハ難儀之題目候哉と存候、(後略)(ケ三二〇)

教林によれば、この未進は侍分の名主の対捍によるもので、誰が代官になつても催促は難儀であるという。南北朝時代を通じて、曲がりなりにも年貢が確保されてきた三村莊も、恒常的な年貢未進に悩まされる時代に入ったのである。

このようななかで応永一三年二月には、明義は未進催促の難渋と自らの病氣を理由に、代官職の辞退を申し出る。この時は病氣が本復したということ、辞退は取り上げられたが、翌々年の応永一五年正月、入滅し、その長きにわたる代官の時代は終わりを迎えることになる。そしてその後任には地下代官を務めてきた教林が登用される(た四〇、六月一四日条、た四二、四月一五日条)。代官支配のうえで、新しい時代が到来したのである。

おわりに

近江守護六角氏の拠点近くに立地し、その所領でもあつた東寺領三村莊では、南北朝期以降、雑掌による直務や代官による請負が行われた。

建武三年(一三三六)、光厳上皇院宣によつて宝莊嚴院執務職が安堵されると、東寺による三村莊支配も本格化し、まもなく三綱層に属する高井定祐が雑掌に任じられ、ついで文和三年(一三五四)には莊園経営に練達した他寺僧、片山定俊が

これに代わった。この定祐・定俊の二代が、雑掌が莊園支配にあたった時代である。このうち定祐の時には地頭・地頭代との相論をへて、地頭代蜂屋氏による代官請負がなされたが、やがて雑掌による直務がめざされ、これは定俊の代にも継承された。定俊のもとで地下代官となり、収納などに携わったのが、在地の有力者である願西であった。

延文二年（一三五七）頃定俊が雑掌を解任されたあと、地頭代蜂屋氏の請負、東寺の直務をへて、貞治二年（一三六三）頃、守護方の代官であった林時光が東寺分も請け負い、代官に任じられた。この時期、匡遍僧都との三村莊をめぐる相論や六角氏による半済実施に悩まされつつも、代官支配は順調に推移したが、やがて時光は損免の認否などで寺家と対立し、康暦二年（一三八〇）に代官を改替される。

その後、一時京都と近江を往来する商人とみられる人物が代官になるが、在地に混乱をもたらし、永徳二年（一三八二）、あるいは同三年に当莊の本家分の一方を知行していた佐々木氏の菩提寺、慈恩寺の寺僧明義が代官に任じられる。必ずしも富裕とはいえない明義のもとで、地下代官として実務を担ったのは、当初は有力な名主層とみられる林左近三郎であり、林が未進を負ったまま死去したあとは、慈恩寺の下級僧侶で、この地域の有力者と目される宇野教林がその地位についた。この代官明義―地下代官教林のもとで度々の半済実施などの紆余曲折をへつつも、相対的に安定した支配がしばらく続くが、やがて未進が頻発するようになり、応永十五年（一四〇八）の明義の死去により、この体制は終わりを迎える。そしてその後、代官にとりたてられたのが、それまで地下代官を務めていた教林である。

このように三村莊では雑掌による直務がなされた一時期を除き、代官による請負が行われている。はじめは地頭代の蜂屋氏、ついで守護方の代官である林時光である。この二氏はともに守護から三村莊支配を委ねられた家人である。林のあと代官に任じられたのは慈恩寺僧の明義であるが、慈恩寺もまた六角氏所縁の寺院であり、本家分の一部を知行していた。つまり南北朝期、東寺が代官にとりたてたのは武士、僧侶の違いはあるにせよ、いずれも六角氏との関係で、三村莊の支配に関

わっていた人物であったのである。それに対し、宇野教林以降は三村莊知行に直接関わらない在地住人などが代官に任じられるようになる。⁽³⁷⁾そしてこれが室町期を特色づけるあり方となる。

守護の拠点近くに位置し、守護勢力の強い影響のもとにおかれていたことも、本莊の支配を大きく規定している。まず地頭代に家人が任じられたほかに、得分の一部や莊内の名が家人に与えられるなど、守護勢力は日常的にその支配の手をのばしていた。そればかりか、守護料所化の動きや半済の実施など、東寺の支配に対する圧迫は普段におこりえた。それに対する最も効果的な対策が、三村莊の支配を委ねられていた家人や菩提寺の僧侶を代官に任じることであった。また有力な家臣である伊庭氏に年貢のなかから給付を与え、日常的に守護への仲介を依頼することもなされていた。さらに雑掌が行っていたように、守護の奉行人と接触を保つことも重要であった。これら様々な手立てをこうしなければ、東寺が三村莊を維持することは困難であった。南北朝時代、曲がりなりにも年貢が確保されたことは、それらの対策が一定の成果をあげたことを物語っている。

本稿では南北朝時代の三村莊について、雑掌と代官支配に焦点をあて、これまで明らかにされていなかった事実の発掘に努めた。しかし直務の実態、東寺僧が任じられる給主の役割、年貢運送のあり方など、十分に触れられなかった事柄も多い。これらについては後日を期したい。

注

- (1) 滋賀県蒲生郡役所、一九三二年。
- (2) 滋賀県蒲生郡八幡町、一九四〇年。
- (3) 平凡社、一九九一年。
- (4) 宝莊藏院方評定引付は主に百合文書た函に収められているが、『大日本古文書』（東寺文書）の十三と十四で、た函三（文和三、四年）からた函

一四九(天文四年)まで翻刻されている。

(5) 東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版、二〇一一年。

(6) 以下、京都府総合資料館所蔵の「東寺百合文書」については、函名と文書番号のみを略記する。たとえば、レ函の一号文書はレ一となる。『平安遺文』二九八六号。

(7) 『華頂要略』「天台座主記」第七四代二品尊性親王の項。

(8) 『華頂要略』「天台座主記」第七五代僧正良快の項。

(9) 『明月記』(国書刊行会) 寛喜元年七月三〇日、八月八日条。

(10) 文永九年正月一日後嵯峨上皇処分状案、伏見宮記録、『鎌倉遺文』一〇九五三号。

(11) その後の円満院との関係は未詳であるが、応仁二年には足利義視が知行していた半済分が円満院に返されている(応仁二年二月一九日足利將軍家御教書、円満院文書)。

(12) 上島有「関西学院大学図書館所蔵東寺文書について」(『東寺・東寺文書の研究』思文閣出版、一九九八年、初出は一九八一年)。

(13) 第三編中世第六章庄園第二節「三村庄」。

(14) 文和三年閏一〇月一日佐々木氏頼書下(願泉寺文書、『大日本史料』六編一九)によれば、氏頼は蜂屋虎寿丸を勢多橋警固に遣わしている。また『太平記』卷三二によると、文和二年六月、六角氏の一族、山内定詮が率いた「近江勢」のなかに蜂屋將監がみえる。蜂屋氏が六角氏の家人であったことは明らかであろう。

(15) 第二編上代第六章「条里制の施行と大島郷」。

(16) 『近江蒲生郡志』卷式(滋賀県蒲生郡役所、一九三二年) 第二編第六章「佐々木頼綱」。

(17) 『近江蒲生郡志』卷式(滋賀県蒲生郡役所、一九三二年) 第二編第八章「佐々木氏頼」。

(18) 『観音寺城と佐々木六角』(滋賀県立安土城考古博物館、一九九五年) 解説「観音寺城と石寺」の「小脇館から金剛寺城へ」。近江八幡市金剛寺町内の「金剛寺遺跡」については、二〇一〇年までに四次の調査が実施されている。その結果、平安から室町時代にかけての集落跡が確認され、室町時代の寺院に関わる遺物も出土している。また遺跡周辺が標高九一メートル前後の微高地に位置していることも明らかになっている(『近江八幡市埋蔵文化財発掘調査報告書』四四、近江八幡市・近江八幡市教育委員会、二〇一一年)。なお、この遺跡からの出土品については、近江八幡市教育委員会から御教示をえた。

(19) この注文は、宝莊嚴院評定引付文和三年十一月一日条(た三三)にも記されているが、引付では「除分」の箇所の記載がいくらか詳しくなっている。

(20) この七〇石は暦応二年の和与で定められた額である(関西学院大学図書館所蔵文書)。

- (21) 康安二年九月一日林時光書状(フ三三)には「このところに御寺米と申物の候を、八十四石八東寺へ御きしんにて候」とある。給主得分一四石は至徳三年分の年貢散用状から記載され、年貢の総額は八四石と明記されるようになる(フ六四等)。
- (22) 六角氏の家人については『近江蒲生郡志』(巻式)の第三編「佐々木支流志」、第四編「佐々木家人志」を参照。
- (23) 当荘については南北朝時代以降、所在地である島郷が強調されるようになるので、次第に在地から遊離していく傾向にあることは否定できないが、多額の年貢を負担していることから判断して、当初は領域をもった荘園であったとみてよからう。
- (24) 雑掌に任じられた定祐と定俊については、富田正弘「中世東寺の寺官組織について」(『資料館紀要』一三号、一九八五年)も参照。
- (25) 富田正弘前掲注(24)論文。
- (26) 永徳元年島郷寺用米名々納帳(ひ一九)では、寺用米を納入した名が金持名以下六名、年末詳三村莊島郷東寺米名々注文(ケ三四三)では、寺用米を負担する中西名以下一三名と寺庵・人名等が記されている。また嘉慶元年二月日三村莊年貢散用状(フ六四)には年貢を未進した人物が記載されている。
- (27) 慈恩寺による三村莊年貢の守護方分の知行が確認されるのは応安五年からである(た一六、二月一三日条)。当寺に与えられたのは、六角氏頼の遺骸が葬られた応安三年から間もなくしてであろう。
- (28) 『近江蒲生郡志』巻式(滋賀県蒲生郡役所、一九二二年)第四編「佐々木氏家人志」。
- (29) 『京都市の地名』(日本歴史地名大系27、平凡社、一九七九年)西園寺跡の項。
- (30) この年の六月七日、守護の六角氏頼が死去しており、これがきっかけになったものとみられる(『後愚昧記』(大日本古記録)応安三年六月七日条)。
- (31) 南北朝時代における六角氏の領国統治組織については、勝山「南北朝の内乱と守護支配の展開」(『新修彦根市史』第一巻、彦根市、二〇〇七年)を参照。
- (32) 『近江蒲生郡志』巻式(滋賀県蒲生郡役所、一九二二年)第二編第八章。
- (33) 明徳二年九月二八日西大寺諸国末寺帳、極楽寺文書、『鎌倉市史』史料編第三・四(鎌倉市、一九五八年)。
- (34) 応永二年頃、守護六角満高の奉行人に「宇野行忠」がみえ、宇野氏は六角氏の家人であった(た四八)。
- (35) (明徳三年)閏一〇月五日島郷寺用米半済収納分注進状案(ケ二九二)によると、実際に対象となった名はこれらにとどまらなかった。
- (36) これら書状の差出人の伊庭氏は「成貞」と読めるので、この時期、三村莊関係の史料に出てくる伊庭氏は成貞をさす。
- (37) これ以降の代官については、村井祐樹前掲注(5)論文を参照。